

後期高齢者医療制度

仮徴収のお知らせ

●問い合わせ 税務課保険税係
☎53-2111
(内線223・224)

保険料には、年金から天引きで納める「特別徴収」と納付書や口座振替で納める「普通徴収」があります。

次の①か②に該当する人は、4月の年金から後期高齢者医療制度の保険料の納付(特別徴収)が始まります。

なお、保険料は平成25年度の保険料から仮に算定したもので4・6・8月の年金から天引きされます。(平成26年度の確定保険料額は、7月にお知らせします)



■対象者

- ・年金額が年間18万円以上の人
- ・介護保険料を年金から納めている人
- ・後期高齢者医療制度に加入し、1回の天引きする介護保険料額と後期高齢者医療保険料額の合計が年金支給額の1/2を超えない人

①平成25年4月2日から10月1日までの間に加入した人

平成25年度の年間保険料額を1年間の年金支給回数(6回)で割った額が年金から天引きされます。

4月上旬に個別にお知らせします。

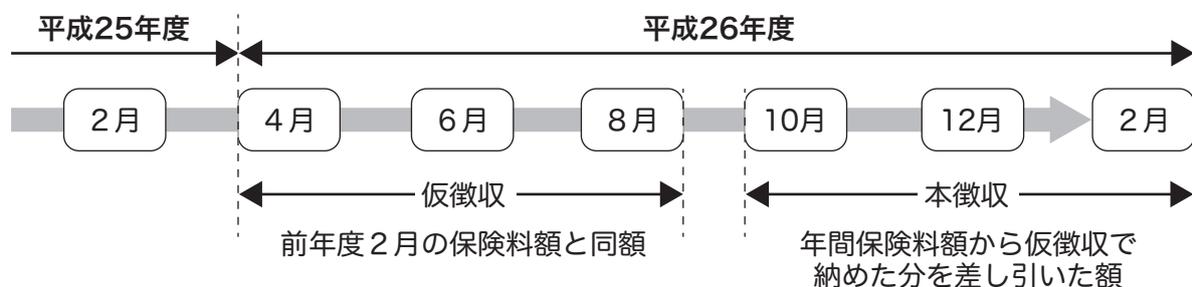


②平成26年2月の年金から保険料を納めた人

2月の年金から天引きされた保険料と同額が4・6・8月の年金から天引きされます。なお、個別にはお知らせしませんので、保険料額は、昨年7月に送付した「後期高齢者医療保険料納入通知書」などでご確認ください。

※平成25年10月2日から平成26年2月1日までの間に加入した人について
平成25年10月2日から12月1日の間に加入した人は6月から、12月2日から平成26年2月1日の間に加入した人は8月から保険料の納付が始まります。

納付のイメージ



納付書または口座振替の人

納付は7月からとなります。ただし、上記の対象者に該当する人は、10月以降に特別徴収に変更となります。

